入 札 説 明 書

「岩手県浄化槽台帳システム構築業務委託」の入札については、入札公告、入札条件及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この条件付一般競争入札に関し、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という))が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１ 調達内容

（１）業務件名及び数量　岩手県浄化槽台帳システム構築業務委託　一式

（２）履行期限　令和５年３月 31 日

（３）業務の仕様その他の明細　仕様書のとおり

２ 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

郵便番号 020-8570
岩手県盛岡市内丸 10 番１号
岩手県環境生活部資源循環推進課資源循環担当
電話 019-629-5380（直通）
メールアドレス　AC0003@pref.iwate.jp

３ 入札参加者資格

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和４年度において岩手県が発注する情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和４年岩手県告示第 40 号）に規定する情報システム開発業務の種類のうち、ソフトウェア開発及びネットワーク関連業務について、特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

（３）国又は地方公共団体において、入札日前５年間に地理情報システム(GIS)を導入した実績を有する者であること。

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（５）岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）第３条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

（６）この公告の日から落札決定の日までに間に、岩手県から一般競争入札に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けて

いないこと。
（７）この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
（８）（６）又は（７）の文書警告に伴う措置を受けている場合、この公告の日において、当該措置を受けた日から１月を経過していること。
（９）事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営二関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

4　入札参加者に求められる事項

（１）入札参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。
（２）入札参加者は、仕様審査等に必要な書類として、次の書類を**令和４年６月３日(金)午後５時までに**２の場所に１部提出しなければならない。なお、郵便等での送付による提出も認めるが、当該日時までの必着とする。
ア　一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）
イ　定款の写し
ウ　地理情報システム(GIS)導入実績調書（様式第２号）
国又は地方公共団体において、入札日前５年間に地理情報システム(GIS)を導入した実績を記載し、提出すること。
（３）（２）の書類を提出した者は、入札日の前日までの間において当該提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
（４）審査結果は、入札参加資格確認申請書に記載された担当者にインターネットメールアドレスへの送信により通知する。
（５）（２）の書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。
（６）入札参加資格がある旨の通知後に、通知を受けた者が下記のいずれかに該当する場合には、本件の入札参加資格を喪失するものとする。
ア　３で示す入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。
イ　（２）の提出書類の中に、虚偽の記載があったとき。

5　委託業務の内容に係る説明

説明は行わない。

6　仕様書等に対する質問

（１）仕様書等に対する質問がある場合、次により提出すること。ただし、一般的事項に関しては随時、電話又は口頭により照会して差し支えない。
ア　提出期限　令和４年６月２日(木)　午後５時
イ　提出場所　２の場所

ウ　提出方法　質問票（様式第３号）により、原則として、２に指定するインターネットメールアドレスへの送信により提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参、郵送による提出を認めるものとする。

なお、メール伝送時における件名は下記のとおりとする。

件名　【岩手県浄化槽台帳システム構築業務委託　入札・質問】○○○について

（２）（１）の質問については、原則として、令和４年６月７日(火)までに回答する。

（３）（２）の回答は、岩手県のホームページにおいて行う。

岩手県ホームページトップページの「県政情報」の「入札・コンペ・公募情報」 ⇒ＩＴ関連入札　⇒ＩＴ関連入札情報

７ 入札の方法等

（１）１（１）について総価で入札に付す。落札決定にあたっては、入札書（様式第４号）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（２）入札書を直接提出する場合は、８（１）の日時に８（２）の場所に持参すること。

（３）入札書を郵便（書留郵便に限る。以下同じ。）により提出する場合は、入札日の前日までに２の場所に必着のこと。

また、入札書を郵便により提出する場合は、封書は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア　氏名（法人にあっては商号又は名称）

イ　「６月９日入札　岩手県浄化槽台帳システム構築業務委託一式の入札書　在中」

（４）入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加希望者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（５）代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状（様式第５号）を提出しなければならない。

（６）入札手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

８ 入札、開札の日時及び場所

（１）日時　令和４年６月９日(木)　午前 10 時 30 分

（２）場所　岩手県庁 12 階　特別会議室

９ 入札保証金

（１）入札参加者が、本県の令和 3・4・5 年度情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者の場合は免除する。

（２）入札参加希望者がアに該当しない場合は、入札執行の当日までに、入札金額に 100 分の 110 を乗じて得た額の 100 分の３以上の金額を岩手県庁舎１階出納局会計課に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険

契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（３）入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加希望者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。

（４）入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

10　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

（１）競争入札の参加資格のない者が提出した入札

（２）委任状の提出がなされていない代理人のした入札

（３）同一入札参加者又は代理人からの２つ以上の入札

（４）入札保証金を納めず、又は不足した場合

（５）指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書

（６）記名押印のない入札書

（７）入札金額を訂正した入札書

（８）誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書

（９）入札件名の表示に重大な誤りがある入札書

(10)その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

11　入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

（１）入札年月日

（２）入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）

（３）あて名は「岩手県知事」とする。

（４）入札金額

（５）費目内訳

（６）件名

（７）数量

12　落札者の決定方法

（１）本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（３）（２）の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

13　開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

14　再度入札に関する事項

（1）初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。再度入札執行回数は３回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。

（2）再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

15　契約に関する事項

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（2）落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の５以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア　落札者が、保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ　落札者が、国又は地方公共団体において、入札日前５年間に地理情報システム(GIS)を導入した実績を有する者であり、当該実績に係る契約書の写しを提出したとき。

（3）契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

（4）契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

（5）落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

16　その他

（1）入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

（2）提出された書類は、返還しない。